

令和4年度 住民税のしおり

北海道上川郡清水町

個人に課税される市町村民税と都道府県民税は、これらをあわせて一般に住民税と呼ばれています。この住民税の課税と徴収事務は、納税者の皆さんの便宜を図るため、市町村が行っていますので、申告や納税の方法など不明な点があるときは、役場税務課・町民税係まで（電話 0156-62-1152 内線 144・145・146）お問い合わせください。

1 住民税を納める人（納税義務者）

- ・令和4年1月1日現在で清水町に住所がある人⇒均等割と所得割が課税されます。

2 住民税が課税されない人

○均等割も所得割もかからない人

- (ア) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (イ) 障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で前年中の所得が135万円以下の人

○均等割がかからない人

前年中の合計所得金額が、28万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には17万円を加算した金額）に10万円を加算した金額以下の人

○所得割がかからない人

前年中の総所得金額等が、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には32万円を加算した金額）に10万円を加算した金額以下の人

3 個人住民税の申告

個人の住民税は、市町村が税額を計算し、これを納税者に通知して納税していただく仕組みになっていますが、適正な課税を行うために、納税者の方から住民税の申告書を提出していただくことになっています。

○申告が必要な人

賦課期日（1月1日）現在、清水町に居住している人は住民税の申告が必要です。ただし、次の人は除きます。

- (1) 税務署に所得税の確定申告書を提出をしている人
- (2) 前年の収入が給与のみで給与支払報告書を勤務先が清水町に提出している人
- (3) 前年の収入が公的年金等のみで公的年金等支払報告書を年金支払者が清水町に提出している人
- (4) 前年の合計所得金額が38万円以下の人

※注意事項

- ・上記(2)や上記(3)に該当する人でも、所得金額、所得控除金額などが給与（公的年金等）支払報告書の内容と異なる場合は、申告が必要となります。
- ・収入がない場合も、国民健康保険の加入者（世帯主及び世帯員）は、所得申告が必要です。
- ・申告をしなかったり申告期限に遅れたりすると、各種の所得控除を受けることができず、また、各種証明を受けることができなくなります。

○申告の期限……各年の3月15日

なお、申告期限後でも、申告を忘れていた人などは、速やかに税務課へご相談ください。

4 納める額

- ・町民税 均等割→3,500円
所得割→前年中に得た所得の額に応じて納めます。
- ・道民税 均等割→1,500円
所得割→前年中に得た所得の額に応じて納めます。

5 納税の方法（次の2種類があります。）

○特別徴収による方法

・給与所得者

サラリーマンなどの給与所得者で、給与の支払者（特別徴収義務者）が毎月給与の支払の際にその人の給与から税額を天引きして、12回（6月から翌年5月までの毎月）で当町に納める方法。

・公的年金等所得者

現在、年金を受給されていて、その年の4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち町道民税を納税する義務のある人は、公的年金等の支払者〔特別徴収義務者（厚生労働省等）〕が、公的年金等の支払の際にその人の公的年金等から税額を天引きして、年6回（4・6・8・10・12・2月）で当町に納める方法。

○普通徴収による方法（納付書によって納税する方法）

サラリーマン以外の事業所得者や特別徴収の対象ではない公的年金等の雑所得者などの町道民税は、納税通知書によって当町から納税者に通知され、6月、8月、10月及び12月の年4回で当町に納める方法

6 税額の計算方法

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{総所得} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \text{控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \text{割額} \\ \hline \end{array}$$

(8 所得控除を参照) (下の税率を参照) (10 税額控除を参照)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \text{割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等} \\ \text{割額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除} \\ \text{不足額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{町道民税額} \\ \hline \end{array}$$

(12 控除不足額を参照)

※退職所得、土地建物等の譲渡所得などについては、特別の税額計算が行われます。

○所得割の税率

課税総所得金額	町民税率	道民税率
一律	6%	4%

7 前年中の所得金額 所得は、その性質により次の種類に分かれます。

所得金額は、その所得の種類に応じてそれぞれ前年中の収入金額から、その収入を得るために要した必要経費などを差し引いて算出します。

- 利子所得 ○配当所得 ○不動産所得 ○事業所得 ○給与所得
- 退職所得 ○山林所得 ○譲渡所得 ○一時所得 ○雑所得

8 所得控除

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、控除の対象となる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差し引くことになっているものです。

令和4年度 個人町道民税所得控除一覧表

所得控除区分	所得税控除	町道民税控除額(円)	町道民税の控除の説明
雑損控除			所得税と同じ
医療費控除		限度額 200万円	所得金額の5%又は10万円のいずれか少ない金額を超える金額(支払金額から補てんされた額を差し引いた額が対象) ※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費—1万2千円(限度額8万8千円)
社会保険料控除			支払額
小規模共済控除			支払額
生命保険料控除		「9 生命保険料控除」をご覧ください。	計算方法は当係にご連絡ください。
地震保険料控除額 (旧長期損害保険料控除)	限度額 地震 5万 (旧長期 15,000円)	限度額 地震 25,000 (旧長期 10,000)	地震・旧長期保険の合計額が2万5千円を超えるときは、2万5千円が限度。計算方法は当係にご連絡ください。
寄附金(税額)控除		「10 税額控除」をご覧ください。	町道民税は、税額から控除される税額控除 所得税は所得控除(特定震災指定寄付金等は税額控除との選択可)
障害者控除	27万	260,000	一般の障害者
	40万	300,000	特別障害者 身障者手帳(1級・2級)、療育手帳(A)、精神保健手帳(1級)等
	75万	530,000	同居特別障害者
寡婦控除	27万	260,000	離婚の場合は扶養親族を有する(合計所得500万円以下)
ひとり親控除	35万	300,000	未婚で生計を一にする子を有する(合計所得500万円以下)
勤労学生控除	27万	260,000	合計所得75万円以下で、給与所得以外の所得が10万円以下の勤労学生
配偶者控除	限度額38万	限度額330,000	配偶者合計所得48万円以下 本人所得制限1,000万円 老人配偶者70歳以上(S27.1.1以前生まれの方)
	老人・限度額48万	老人・限度額380,000	
配偶者特別控除	限度額38万	限度額330,000	本人所得制限1,000万円
扶養控除	廃止	廃止	一般(年少)扶養 16歳未満
	38万	330,000	一般(成年)扶養 合計所得48万円以下 16歳以上(H18.1.1以前生まれ)
	63万	450,000	特定扶養 19~22歳(H11.1.2~H15.1.1生まれ)
	48万	380,000	老人扶養 70歳以上(S27.1.1以前生まれの方)
	58万	450,000	直系尊属の同居老親等 70歳以上(S27.1.1以前生まれの方)
基礎控除	限度額48万	限度額430,000	合計所得2,500万円以下

9 生命保険料控除

○新契約(平成24年1月1日以降契約締結分)

一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の別に計算します。

支払金額	控除額
12,000円以下のとき	全額
12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
56,000円超のとき	28,000円

○旧契約（平成23年12月31日以前契約締結分）

一般生命保険料、個人年金保険料の別に計算します。

支払金額	控除額
15,000円以下のとき	全額
15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
70,000円超のとき	35,000円

○控除限度額

生命保険料控除区分	①「新契約」のみの場合 もしくは ③「新契約」「旧契約」両方の場合	②「旧契約」のみの場合
一般生命保険料控除	28,000円	35,000円
個人年金保険料控除	28,000円	35,000円
介護医療保険料控除	28,000円	—
合計控除限度額	70,000円	70,000円

10 税額控除

税額控除には、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、調整控除、配当控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等があります。

○寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除

税額控除区分	町道民税の税控除の説明	
寄附金税額控除	<p>前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の10%（町民税6%、道民税4%）に相当する金額が町民税・道民税から税額控除を受けられます。</p> <p>①道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 ②北海道共同募金会又は日本赤十字社北海道支部に対する寄附金 ③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として清水町の町税条例又は北海道税条例で定めるもの（清水町と北海道は同じです。）</p> <p>ただし、特例控除対象寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、次表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の町民税は5分の3、道民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額を限度とします。）が町民税・道民税から税額控除を受けられます。</p>	
	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
	0円以上 195万円以下の金額	84.895%
	195万円を超え 330万円以下の金額	79.79%
	330万円を超え 695万円以下の金額	69.58%
	695万円を超え 900万円以下の金額	66.517%
	900万円を超え 1,800万円以下の金額	56.307%
	1,800万円を超え 4,000万円以下の金額	49.16%
	4,000万円超える金額	44.055%
	0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合	
<p>所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当町の町税条例で定めるものと、北海道税条例で定める所得税の控除対象となる寄附金のうち個人道民税の税額控除となる寄附金は同一ですので、具体的な団体等については、北海道のホームページをご覧ください。 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/scs/kifukinkojo.htm 北海道のホームページ)</p>		

住宅借入金等特別税額控除	<p>平成 21 年から平成 26 年 3 月までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか小さい額が控除額となります。</p> <p>①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の額に 5% を乗じて得た額（限度額 97,500 円）</p> <p>平成 26 年 4 月から令和 3 年 1 2 月までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか小さい額が控除額となります。</p> <p>①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の額に 7% を乗じて得た額（限度額 136,500 円）</p> <p>*住宅の対価の額又は費用に含まれる消費税率が 8% 又は 10% である場合でありそれ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得額等の 5% (最高 97,500 円) です。</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○調整控除→「11 調整控除」をご覧ください。

○配当控除→配当所得の金額に一定の率を乗じた額を控除します。

○外国税額控除→外国で課税された所得税などのうち、所得税から控除しきれなかった額の一定額を控除します。

11 調整控除

所得税と町道民税の人的控除の差に基づく負担増を調整するため、所得割額から次の額を控除します。

※納税者本人の合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、適用されません。

a 合計課税所得金額が 200 万円以下の人

次の①と②のいずれか小さい額の 5% (町民税 3%・道民税 2%) に相当する額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

b 合計課税所得金額が 200 万円を超える人

次の①の金額から②の金額を控除した金額 (5 万円を下回る場合は 5 万円) の 5% (町民税 3%、道民税 2%) に相当する額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者控除	普通	1 万円	扶養控除	一般	5 万円
	特別	10 万円		特定	18 万円
	同居特別障害者	22 万円		老人	10 万円
寡婦控除	1 万円	同居老親等		13 万円	
ひとり親控除	父	1 万円	配偶者控除	一般	限度額 5 万円
	母	5 万円		老人	限度額 10 万円
勤労学生控除		1 万円	配偶者特別控除	48 万円超 50 万円未満	限度額 5 万円
基礎控除		5 万円		50 万円超 55 万円未満	限度額 3 万円

* 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額 (分離課税されるものを除く。) 及び課税山林所得金額の合計額です。

* 同居老親等とは、本人又は配偶者の直系尊属で、本人や配偶者との同居を常としている人

12 控除不足額

所得割額だけでは控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額で、所得割額に均等割額を加えた後に控除する額です。

■お問い合わせ先

〒089-0192 上川郡清水町南 4 条 2 丁目 2 番地

清水町役場 税務課 町民税係【電話 0156-62-1152 (内線 144・145・146)】